



“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

グローバル

2017年9月29日

マネーを考える: 中央銀行と仮想通貨 その1

各国中央銀行は仮想通貨の実現可能性などについて積極的に研究しています。今回は仮想通貨の分類と交換手段の主な特色を国際決済銀行(BIS)の決済市場インフラ委員会(CPMI)報告書を参照に述べます。

中央銀行仮想通貨: BIS報告、中央銀行の仮想通貨の可能性に言及

中央銀行の銀行とも呼ばれる国際決済銀行(BIS)は2017年9月17日に公表した四半期報告で中央銀行が発行を検討する仮想通貨の研究の現状と課題を報告しました。仮想通貨の拡大は金融システムの安定を脅かす恐れがあり、世界の中央銀行はこれを座視したり無視することはできないとBISは指摘しています。BISは、今後各国中央銀行が自ら仮想通貨を発行するべきかの意思決定、その場合どのような属性を持たせるべきかを判断しなければならないだろうと述べています。

どこに注目すべきか:

仮想通貨、CPMI、決済システム、分散型元帳

良くも悪くも、ビットコインなど仮想通貨の話題が日々報道されています。BISの報告書に限らず、各国中央銀行は仮想通貨の実現可能性などについて積極的に研究しています。今回は仮想通貨の主な特色を3つ述べます。参照したのはBISの決済市場インフラ委員会(CPMI)報告書で、通貨の分類と交換手段が示されています。

仮想通貨の1つ目の特色は特定主体の負債でない点です。**図表1**の黒枠で囲った部分は通貨の分類です。商品券のような金券、中央銀行通貨である「現金」や当座預金、商業銀行預金はある主体の負債として発行されています。例えば、千円札など紙幣は日銀の負債です。プリペイドカードのような法的に認可された電子マネーも発行主体の負債です。一方、ビットコインなど「仮想通貨」は**図表1**の分散型として表示していますが、特色は特定の主体の負債でなく資産として流通しています。その意味で、仮想通貨は、それ自体価値が無い点で異なりますが、「金」などの商品に近いイメージです。2つ目は仮想通貨は電子的なことです。反対に物理的とは紙幣や金券のように決済に紙が使われています。一方、中央銀行や銀行預金は日銀なら日銀ネット、ユーロ圏ならTarget2のような決済システムで電子的に取引を行っていま

す。仮想通貨も当然、電子的な取引に分類されます。3点目は仮想通貨は分散型元帳(ブロックチェーンに代表される技術で、取引記録などが管理され中央銀行などを介さない)の技術をもとに、取引参加者の間で取引を完結することです(Peer-to-Peer)。例えば、現金で行う取引は、当事者間で決済が完結しています。反対に中央銀行通貨、銀行預金は決済インフラ等を介在させることで取引が行われるなど第三者が取引、運営を管理する形態となっています。

このような特色を踏まえて、中央銀行が発行を検討、研究している仮想通貨(CBCC)の将来像をイメージすると、分散型元帳技術を駆使した中央銀行の負債の通貨で、ビットコインのように価値が変動することは無い、現金代替が想定されます。一方、日銀ネットなど既存の決済システムを分散型元帳技術に置き換えることは、最近の日銀と欧州中央銀行(ECB)の共同研究結果を見ると現段階では消極的と思われる。分散型元帳の技術は中央銀行が扱うような大規模システムに対応するには技術の蓄積が今の所、不十分と見ている印象で、今後の研究成果を待ちたいところです。

図表1: 通貨の分類と交換手段のイメージ図

物理的		電子的		
物理的代替マネー	伝統的マネーと呼ばれる分類(いわゆるソブリン通貨)		非物理的代替マネー	
トークン 金券等	中央銀行通貨		広義の電子マネー	
	現金(紙幣や硬貨)	中銀当座預金	(商業)銀行預金	法的に認可された狭義の電子マネー
			デジタル通貨	分散型(仮想通貨)

交換手段

物理的交換	中央銀行の決済インフラ	電子マネー、第三者の管理	DLT決済
Peer-to-Peer	信頼される第三者が管理		Peer-to-Peer

※仮想通貨は暗号通貨、デジタル通貨などと呼ばれることもある
 ※決済市場インフラ委員会(CPMI)報告書「デジタル通貨」、2015年11月
 出所: 国際決済銀行(BIS)を参照しピクテ投信投資顧問作成



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。